

危機管理個別対応マニュアル作成基準

大項目				
	中項目	小項目	細項目	主な内容
第1章 総 則				
	1 目 的			マニュアル作成の目的
	2 趣 旨			危機対策の基本方針
	3 定 義	(1) 用語の定義		対処方針，各部局等の役割分担，留意事項
		(2) 対象とする危機事態		
第2章 平常時の対策				
	1 危機管理体制の整備	(1) 情報収集体制の整備		担当の設置，任務分担，収集項目など
		(2) 組織の整備		各部対策会議等の設置，所掌事務，構成員など
		(3) 動員体制の整備		各部における動員計画，基準など
		(4) 緊急連絡網の整備		各部，関係部，関係機関等への連絡先及び連絡ルートなど
	2 職員研修・訓練の実施	(1) 情報研修の実施		職員の危機管理意識の向上，研修内容など
		(2) 訓練の実施		実施方法，実施内容など
	3 資機材等の整備	(1) 応急資機材等の整備		品目，数量，保管場所など
		(2) 協定等による調達体制の整備		品目，数量，調達先など
		(3) 医薬品等の備蓄		品目，数量など
		(4) 操作方法，取扱い		
	4 関係機関等との連携			連携すべき関係機関等，連携内容（平常時及び危機事態発生時）など
	5 予防対策	(1) 危機事態の分析・整理による事前防止		全国で発生した危機事例の情報収集，分析・整理など
		(2) 市民等への普及・啓発		危機対処方法等についての普及・啓発方法など

第3章 応急対策				
	1 的確な情報処理			情報収集体制の強化, 通報, 連絡事項, 通信手段, 情報の整理, 分析方法など
	2 対処方針等の決定	(1) 主管部危機対策会議の設置 (危機レベル1)		統括危機管理責任者及び広報広聴課との協議連携, 各会議の構成員, 対策の検討・調整事項, 各会議の設置・移行・廃止基準及び手順, 関係部局等への要請など
		(2) 庁内危機対策会議の設置 (危機レベル2)		
		(3) 危機対策本部の設置 (危機レベル3)		移行基準及び手順, 関係部局等の分掌事務など
	3 被害者の保護・救済	(1) 活動要領		
		(2) 留意事項		
	4 被害の拡大防止	(1) 活動要領		
		(2) 留意事項		
		(3) 2次被害の防止		立入制限・禁止区域の設定要領, 応急措置, 監視体制など
		(4) 避難誘導		避難誘導要領, 避難場所の設置・運営要領, 応援要請等関係機関との連携, 安全確保等に係る留意事項など
	5 広報活動及び情報収集	(1) 市民等への 広報	ア 主な項目	危機事態の発生状況, 被害状況, 避難状況, 2次災害の危険性, 市民等がとるべき対処方法, 本市の対応状況, 応急対策の実施状況, 高齢者等要支援者への支援の呼びかけ, 生活関連情報など
			イ 主な手段	広報媒体など
		(2) 報道機関への 情報提供	ア 広報担当者	「危機対策広報担当者」の設置, 報道機関への応対要領など
			イ 提供時期	時期, 提供に当たっての留意事項, 統括危機管理責任者及び広報広聴課との調整など
		(3) 市民相談窓口の設置		相談窓口・問い合わせ電話の設置など
第4章 事後対策				
	1 復旧の推進			生活再建と各種施設, ライフライン等の復旧など
	2 安全性の確認と市民等への周知			市民生活の安全性の確認, 市民等への安全宣言, 風評被害の防止など
	3 分析・評価			危機事態発生原因の分析, 危機対策の自己評価
	4 「個別マニュアル」の見直し			分析・評価結果に基づく見直し
	5 記録の保存			対応経過の記録・保存
	6 「旭川市危機管理推進委員会」への報告			危機対応についての全体報告, 危機対策の分析・評価結果等の報告, 再発防止策など